



校
498
2

大藏省職制並事務章程

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

大藏省ハ全國財政ニ関スル事務ヲ管理ス
ルノ所ニシテ左ノ諸局各其主務ヲ幹理ス

租税局 関税局 商務局 國債局

出納局 造幣局 印刷局 幣平局

記録局 議案局 精算局 銀行局

職制

卿 一人

一部下ノ官負テ統率シテ主管百般ノ事務
ヲ總理ス



大輔

一部下官負ノ進退黜陟ハ奏任以上ハ之ヲ
 具状ニ列任以下ハ之ヲ專行ス
 一 主管ノ事務ニ付法律布令ニ阙失アルモ
 ノハ其補正ヲ奏請スルコトヲ得
 一 主管ノ事務ニ付ラハ自ラ太政官各部ノ
 評議ニ參與シ又ハ奏任以上ノ官負ラシ
 ヲ之ニ參與セシムルコトヲ得
 一 施行ノ主任アル法案ニ付ラハ元光院ノ
 議席ニ列シ其利害ヲ辯論スルコトヲ得

卿ノ職掌ヲ輔ク

卿事改アルトキハ其代理タルコトヲ得
 省務ニ付例規アルモノハ之ヲ專行スルコ
 トヲ得

少輔

掌大輔ニ亞ク

大書記官

權大書記官

少書記官

權少書記官

大
女
官

卿、命ヲ受ケ各其主務ヲ幹ス

一等属

二等属

三等属

四等属

五等属

六等属

七等属

八等属

九等属

十等属

各庶務ニ従事ス

事務章程

主管ノ事務ヲ類別シテ上下ニ款ト為ス上款ハ御之ヲ申奏シ裁可ヲ經テ施行スヘキモノトシ下款ハ御之ヲ專行スルコトヲ得ルモノトス其施行ニ付テハ御皆其責ニ任ス

上款

第一條 主管ノ事務ニ付テハ御下ノ官吏ヲ外國ニ

派遣スル事

第二條 貨幣ヲ鑄造シ又之ヲ發行スル事

第三條 官金為換預テ方ノ方法ヲ定ムル事

第 條 内外收税ニ関スル法令規則ニ照準

シテ其取扱ノ方法ヲ定ムル事

第 條 金穀出納ニ関スル法令ニ照準シテ帳簿

ノ式ヲ定ムル事

第 條 國債ニ関スル法令規則ニ照準シテ其

取扱ノ方法ヲ定ムル事

第 條 各局ヲ廢置シ及ヒ局長ヲ任命又ハ之ヲ免

第スル事局長ノ任免スル事

第 條 各局ノ處務規程ヲ定ムル事

第 條 主管ノ事務ニ付テハ一併達スル事

第 條 月給旅費及ヒ諸給與ノ制ニ照準シテ

其取扱ノ方法ヲ定ムル事

第 條 準備金ノ方法ヲ定ムル事

第 條 外國人ヲ傭入シ又ハ之ヲ解傭スル事

下款

第 條 租税ヲ徴収スル事

第 條 各官廳ノ定額金ヲ支出スル事

第 條 既定額内ノ紙幣ヲ製造シ及ヒ之ヲ旧

紙幣ト交換スル事

第 條 府縣定額外、兵、費用ヲ豫算額内

ヨリ支給スル事

第 條 既定ノ公債、証書ヲ製造スル事

第 條 主管ノ事務ニ付部下奏任以下ノ官吏ヲ

内國各地ニ派出又ハ在勤セシムル事

第 條 主管ノ事務ニ付地方官ニ達シ又ハ指

令スル事

第 條 主管ノ事務、府内外國人ニ贈答報酬スル事

第 條 税関輸出入ノ統計表ヲ製シ貿易ノ景

況ヲ公報スル事

第 條 會計ノ都合ニ依リ金穀ヲ便宜運用ス

ル事

第 條 主管ノ事務ニ付他廳ニ照會スル事

第 條 官各課内奏置ニ及ヒ課長ヲ命シ又ハ之ヲ

第 條 免スル事、課ヲ廢置ニ課長ヲ任免スル事

第 條 右課ノ處務規程ヲ定ムル事

第 條 主管ノ事務ニ付其規程ヲ公報スル事

